

## 東京農業の確立に関する要望

政府では成立から約25年が経過した食料・農業・農村基本法について、これまでの社会経済情勢や国際情勢の変化を踏まえ、「食料安全保障の確立」、「環境に配慮した農業・食品産業への転換」、「生産性の高い農業経営の育成確保」、「農村人口等の増加等」の4つの基本理念を柱とし、見直しに向けた議論を進めている。

こうした中、様々な物価の高騰が我が国経済を直撃し、東京の農業経営においても生産コストの大幅な増加を引き起こしている。

以上の情勢の中で、東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営を実践し、新鮮で安全・安心な食料や生活に潤いをもたらす緑等を供給するとともに、多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

こうした代替のない役割を持つ東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している農家等を担い手として位置付け支援することが重要である。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

### 記

#### 1. 食料安定供給等につながる所得確保対策ならびに価格政策の強化

日本の食料供給を脅かす不測の事態に対応するため、国内農業生産の増大をはかり、特に、国産農畜産物を基本とした安定供給の確保と自給率の向上につながる所得確保対策ならびに価格政策を強化すること。

#### 2. 肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格高騰対策への支援

農業生産に必要な肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格が高騰していることから、農業者が安心して経営に専念できるよう高騰時における補助制度や無利子融資制度などの事業予算を拡充すること。

#### 3. 有機フッ素化合物による影響への対策

都内各所の河川や地下水から「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されていることから、農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

#### 4. 担い手の育成・支援と所得確保・安定対策

##### (1) 認定農業者・認定新規就農者の経営向上を後押しする支援施策の拡充

認定農業者や認定新規就農者が農業経営改善計画・青年等就農計画を達成するために必要な支援を拡充するとともに、これらの施策については農業振興地域に限定せず支援が受けられるよう措置すること。

##### (2) 親元就農者の育成・支援

地域農業を担う親元就農者を確保するため、親元就農者への支援対策を抜

本的に強化すること。

### (3) 畜舎建築特例法の対象の拡大

畜舎建築特例法の対象に市街化区域及び用途地域に定められた地域を含め、畜舎等の新築・改築等ができるようにすること。

### (4) 低利融資の対象の拡大

農地取得に活用できるスーパーL資金については、対象を農業振興地域の農用地区域に限定しない要件緩和を行うこと。

### (5) 広域認定制度の改善

複数区市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合には、都道府県又は国が一括で認定を行う広域認定制度が適用されるが、申請者が申請先の自治体等を選択できるように制度を改善すること。

## 5. 地域農業振興対策

### (1) 農山村・離島振興のための施策の拡充

農山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかること。

特に、離島については離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げられた事項の実現に向けてさらに支援を強化すること。

また、農山漁村活性化法の対象地域の要件を緩和し、多くの農山村・離島地域で、同法の活性化計画が作成されるよう推進すること。

### (2) 災害に強い農業の構築

災害が発生した際に被災した農業者の営農再開に対し、すみやかに援助する体制を構築すること。また、施設等の再整備に対する援助については、復旧に留まらず災害に強い農業の構築を進め、復興につながるような支援を行うこと。

## 6. 農地関係制度の見直し

### (1) 農地の細分化や貸し渋りを防ぐための農地法改正

農地法第3条の許可要件から下限面積が撤廃されたことにより、小面積の所有権取得が増加し、農地の細分化により、農地の集約化や地域計画の作成に支障をきたし、当該農地の将来的な遊休化も懸念されている。

このため、農地法第3条の許可にあたっては、所有権を取得する前の一定期間を、貸借により耕作する旨の条件を付す運用を可能とすること。

一方、現在の農地法では農地法第3条の賃貸借は進めづらいことから、農地法第18条1項3号の10年以上の期間の定めがある賃貸借であれば許可等を要せずに賃貸借の解約等が可能であるとする規定を、「3年以上」に改めること。

### (2) 農業振興地域に対する支援

農業振興地域の各種支援事業の採択要件については地域の実情に鑑みて緩和し、柔軟に運用すること。

### (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画作成への支援

農業経営基盤強化促進法の地域計画の作成にあたっては、地域の実情に応じた支援と柔軟な対応を行うこと。

## 7. 地域と調和した農業の推進

### (1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。さらに、消費者に対して国内農業が果たしている役割を伝え、国産農産物の魅力をPRする取組を強化すること。

### (2) 農産物の適正な価格形成

農業者の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

### (3) 学校教育と農業との連携の促進

学校給食に地元産農産物を供給する取組を後押しするため、目標値を設定して供給量を増やそうとする自治体や学校、協力する農業者、団体に対し補助金を支給するなど支援施策を強化すること。

また、教育カリキュラムのなかに食農教育を位置づけ、それに協力する農業者や団体に対して必要な支援を行うこと。

### (4) 6次産業化や農商工連携、販路開拓に取組む担い手の支援

たとえ小規模でも、住民の近くにある東京農業のメリットを活かした農業経営の6次産業化を支援する施策を構築するとともに、関連産業との連携強化、販路開拓を支援すること。

## 8. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大により、地域によっては農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない事態となっている。このような有害鳥獣は都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう、農政局を単位として、駆除と被害低減を両輪とする抜本的な対策を講ずること。また、対策を講ずるにあたっては、地域ごとに実効性のある対策とすること。

## 9. 防疫体制の強化および梨の火傷病対策の強化

### (1) 防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与えるCSF（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

### (2) 梨の火傷病対策の強化

中国などで発生している梨の火傷病について、国内で発生することがないよう万全の対策を図ること。

また、中国からの受粉用花粉の輸入が禁止されていることから、梨農家が必要な花粉を確保できるよう支援策を講ずること。

## 10. 税制関係

### (1) 農地の譲渡における特例措置の対象地域の拡大と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地の所有権を移転した際の譲渡所得に対する特別控除について、現行制度の対象は農業振興地域の農用地区域に限られているが、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を引き上げること。

### (2) 青色申告特別控除額の引き上げ

個人経営の農家に青色申告を普及し適切な経営管理を推進するため、青色申告特別控除額を引き上げること。

## 11. 農業委員会組織の強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会、農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、事業活動や運営のための予算と人員を十分に確保すること。

## 12. 国有地の適正管理

荒廃している国有地については、有害鳥獣や病虫害の発生源となっているなど地域農業に悪影響を与えている事例があることから、関係省庁が連携し、適正な管理を実施すること。さらに地域に悪影響が生じた場合は、早急に対応すること。

## 13. 国有農地の早期解消

現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

令和6年2月15日

第65回東京都農業委員会・農業者大会